

第 44 回全国高等学校柔道選手権大会実施における  
新型コロナウイルス感染症拡大防止等に関する基本方針

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

第 44 回全国高等学校柔道選手権大会

実 行 委 員 会

## I 基本的な考え方

参加する選手・監督、大会役員をはじめとする大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項と考え、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、全柔連と略）及び公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下、全国高体連と略）と連携のうえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたうえで大会を開催する。

なお、具体的な感染拡大防止対策については、別途定めることとし、感染者が発生した場合の対応、事後処置などとともに、参加者及び関係者全員に周知徹底するものとする。

## II 感染拡大防止対策の概要

### 1. 大会の実施方法の変更について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じて大会を開催するにあたり、大会の開始時刻の変更、大会前日の計量・監督会議の開始時刻、選手変更期日の変更等を行う。また、大会開催時間の短縮のため、大会第2日、男子団体試合の競技方法については、「勝ち抜き試合」から「試合ごとにオーダー変更を認める点取り試合」に変更する。

### 2. 大会会場について

試合会場（アリーナ内）の混雑防止、及び、選手間の適切な身体的距離を確保するために、次回選手の待機場所を設置するとともに、競技役員席の設置は必要最低数とし、大会役員用の離壇席は設置しない。

また、無観客での開催とし、出場校関係者及び大会関係者の入場を制限して大会を開催する。

### 3. 大会中止、規模縮小について

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、全柔連及び全国高体連と協議のもと、団体試合もしくは個人試合いずれかの実施による規模縮小での開催、及び大会の中止もあり得る。

### 4. PCR検査の実施について

すべての出場選手にはPCR検査の陰性証明書の提出を求める。なお、検査の費用は選手・出場校等で負担することとし、大会主催者は負担しない。検査実施2週間前より及び検査実施後は、在籍する学校（主に練習する場所）以外での練習を禁止するとともに、感染防止に努めることを求める。なお、検査により陽性となった選手及び保健所等より濃厚接触者と認定された選手の大会出場は認めない。

### 5. 健康調査票等の提出及び検温の実施について

すべての参加者（選手、監督、引率責任者等）及び大会関係者に入場時に、健康調査票（参加者については追加書類あり）の提出を求めるとともに、検温を実施する。なお、健

康調査票等の記載内容に問題がある場合、検温にて異常が認められた場合は、大会実行委員会の判断により、大会への参加を認めない。

#### 6. マスク着用について

すべての関係者に対し、常時マスク着用を義務付ける。ただし、試合を行う選手については、これを除外する。

#### 7. 手指消毒、換気、身体的距離の確保等について

すべての関係者に対し、入場時に手指の消毒を行うとともに、会場内においても適宜手指の消毒を求める。また、出場選手には試合前後に手指及び足裏の消毒を行い、定期的に試合会場（畳）の消毒を行う。その他、会場アリーナ内のドアの開放や1，2階入り口の開放による換気を定期的に行う、身体的距離を確保しての会場配置や待機場所の設置、参加者の動線等について、感染防止に配慮した対策を講じる。

#### 8. 参加者の入場（受付）、試合前の練習について

参加者の入場（受付）は、都道府県選手団（個人試合団体試合とも）ごとにまとめて行うこととする。感染防止及び混雑防止のため、2か所の入り口であらかじめ時間を指定した3グループに分け行うとともに、試合前の調整練習については、そのグループごとに人数を制限したうえで試合会場、中道場、小道場において行う。

#### 9. 開会式、表彰式、柔道衣コントロールの実施について

開会式については、出場選手全員を集合させず、放送により内容を簡素化して行う。表彰式については、個人試合は優勝者のみ、団体試合においては優勝、準優勝、第3位を対象として行う。柔道衣コントロールについても一斉での実施を行わず、各試合前に待機場所において目視での確認を行う。

#### 10. 審判会議、監督会議について

審判会議はWeb会議の形式で実施する。監督会議については、必要最低限の伝達、資料等の配布で済むよう内容を精査し開催する。

#### 11. 計量について

密集、密接を避け、十分な身体的距離の確保できるよう配慮したうえで、時間、会場等を考慮し実施する。

#### 12. 感染拡大防止対策の周知徹底について

この基本方針及び具体的な感染拡大防止対策については、事前に大会ホームページに掲載する。なお、出場校及び大会役員に対しては、文書にて周知徹底するものとする。